

北秋選管告示第 42 号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数について

地方自治法第 74 条（条例の制定又は改廃の請求）、第 75 条（監査の請求）の規定による選挙権を有する者の 50 分の 1 以上の数並びに第 76 条（議会の解散の請求）、第 80 条（議員の解職の請求）、第 81 条（長の解職の請求）、第 86 条（主要公務員の解職の請求）及び地方教育行政の組織に関する法律第 8 条（解職の請求）の規定による選挙権を有する者の 3 分の 1 以上の数は、次のとおりとする。

令和 8 年 9 月 1 日

北秋田市長選挙管理委員会

委員長 石 田 一 男

記

選挙人名簿登録者数		24, 141 人
選挙権を有する者の総数	50 分の 1 の数	483 人
選挙権を有する者の総数	3 分の 1 の数	8, 047 人